

# 倉敷ハイキング倶楽部 規 約 ・ 規 程 集

・ 2017 年 4 月 23 日改定



日本勤労者山岳連盟 所属  
KHC 倉敷ハイキング倶楽部

倉敷ハイキング倶楽部創立宣言

日本経済の急激な成長の反動として、先のみえない経済の低迷、そして長寿社会の到来で生涯教育が叫ばれる昨今です。

働く人々の生活はとてつもなく厳しくなっています。また、機械文明の発展と共に、私達の日常生活の中で、ゆっくりと自然にふれあうこと、汗を流して歩くことが少なくなり、そしてそのために費やす時間も非常にとりにくくなっています。また、リゾート法による乱開発は、激しい自然破壊をひきおこしつつあります。

このような中で、自分の足で歩き、汗を流し、助け合いながらゆっくりと自然に浸りたい、という人間的な要求は私たちにとって切実なものとなっています。

そして、私たち働く者にとって、登山・ハイキングは、健康で丈夫な身体と強固な心を作り、人間らしく生きる生活と文化をつくるための大切な権利の一つです。

倉敷ハイキング倶楽部は、だれでもいつでも気軽に入会でき、安全に楽しくかつ安く登山・ハイキングなどを楽しむことができるように！を合言葉に、すべての人達の山や自然に親しみたいという要求を正しく組織して、日本勤労者山岳連盟のもとに他の山岳会やサークルとも積極的に交流し、登山・ハイキングの運動を発展させるために努力して行きたいと思えます。

# 倉敷ハイキング倶楽部規約

## 第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 この会は、倉敷ハイキング倶楽部（略称：KHC、以下「この会」という）と称し、岡山県勤労者山岳連盟（以下「県連盟」という）及び日本勤労者山岳連盟（以下「全国連盟」という）に加盟し、事務所を会長宅もしくは会長の指定する場所に置く。

(目的)

第2条 この会は、登山、ハイキングなどを広く一般市民のものとし、会員相互の交流をはかり、登山、ハイキングの健全な発展と、普及に努めることを目的とする。

## 第2章 会 員

(入会)

第3条 この会は、登山、ハイキングの愛好者の個人加入を原則とし、この会の規約を承認し所定の手続きをとり、運営委員会の承認を得た者は会員となることができる。

(活動参加)

第4条 会員はこの会のすべての活動に自由に参加することができる。  
ただし体力・技術の状況によっては参加できない場合もある。

(除名・退会)

第5条 会員は理由なく1年以上会費を滞納した場合 または、会に対して著しく不利益な行動をとった時は除名することがある。除名は運営委員会で決定し、総会に報告する。

除名処分に不服がある場合はその総会で申し立てすることができる。

2 退会する時は、会にその旨を通知しなければならない。

その際に会に対する債務を返済しなければならない。

## 第3章 事 業

(事業)

第6条 この会は、第2条の目的を達成するために、会員自身の運営によって次の事業を行う。

- (1) 例会等の山行及びハイキング活動
- (2) 遭難対策、救助活動及び登山ハイキングに関する教育活動
- (3) 自然保護活動
- (4) 機関誌の編集発行および全国連盟、県連盟機関誌の配布活動

- (5) ホームページの開設と管理運営
- (6) その他会の目的を達成するために必要な活動

## 第4章 機 関 と 役 員

(機関)

第7条 この会に次の機関を置く。

(1) 総会

総会はこの会の最高決議機関で、毎年1回原則として4月に行う。

なお運営委員会が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数の賛成をもって議決する。但し総会への出席と決議権の行使は、委任状をもってこれを行うことができる。

(2) 運営委員会

運営委員会は総会につぐ決議機関で、役員(会計監査を除く)により構成され、毎月1回以上召集し総会の決議に基づき会務を決議執行する。

運営委員会の下に必要な応じて部・委員会を置くことができる。

(3) 遭難対策委員会

遭難対策委員会は役員(会計監査を除く)及び会員若干名をもって構成し遭難防止対策及び事故処理にあたる。

遭難対策委員長は会長があたる。

(役員)

第8条 この会の役員として、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、運営委員若干名、

会計監査2名を置く。

2 役員は総会において選任され、任期は次の定期総会までとし、再任を防げない。

また役員の補充は運営委員会で決定し、任期は前任者の残任期間とする。

3 役員の推薦は運営委員会において行う。

4 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は代行する。

(3) 事務局長はこの会の日常業務を統括処理する。

(4) 運営委員はこの会の業務を分掌し処理する。運営委員会に置かれる部・委員会の正副部長・委員長は運営委員があたる。

(5) 会計監査はこの会の会計を監査する。

## 第5章 財 政

(経費)

第9条 この会の経費は入会金、会費その他で行う。

(会計年度・決算)